

香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月21日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第74号

香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第1条 香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(初任給調整手当) 第5条 略	(初任給調整手当) 第5条 略
(扶養手当) 第6条 略	(扶養手当) 第6条 略
(住居手当) 第6条の3 略	(住居手当) 第6条の3 略
(単身赴任手当) 第7条の2 略	(単身赴任手当) 第7条の2 略
(退職手当) 第15条 略	(退職手当) 第15条 略
(給与の減額) 第16条 略 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことをいう。） <u>、修学部分休業（当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内で管理者が定める期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）</u> 又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が定め	(給与の減額) 第16条 略 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しないときは、前項の規定にか

る期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(育児休業の承認を受けた職員の給与)

第18条 略

(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)

第19条 地方公務員法第26条の5第1項の規定による承認を受けた職員には、同項の自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

(非常勤職員の給与)

第20条 略

(特定の職員についての適用除外)

第21条 略

2 第5条、第6条、第6条の3、第7条の2及び第15条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

かわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(育児休業の承認を受けた職員の給与)

第18条 略

(非常勤職員の給与)

第19条 略

(特定の職員についての適用除外)

第20条 略

2 第5条、第6条、第6条の3、第7条の2及び第15条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。

(香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成19年香川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(初任給調整手当) 第5条 略	(初任給調整手当) 第5条 略
(扶養手当) 第6条 略	(扶養手当) 第6条 略
(地域手当)	(地域手当)

第7条 略

(住居手当)

第8条 略

(単身赴任手当)

第10条 略

(退職手当)

第20条 略

(給与の減額)

第21条 略

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内で管理者が定める期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(育児休業の承認を受けた職員の給与)

第23条 略

(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)

第24条 地方公務員法第26条の5第1項の規定による承認を受けた職員には、同項の自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

第7条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して管理者が定める地域に在勤する職員に対して支給する。

2 医療業務に従事する医師及び歯科医師である職員には、当分の間、前項の規定にかかわらず、地域手当を支給する。

(住居手当)

第8条 略

(単身赴任手当)

第10条 略

(退職手当)

第20条 略

(給与の減額)

第21条 略

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(育児休業の承認を受けた職員の給与)

第23条 略

(非常勤職員の給与)

第25条 略

(特定の職員についての適用除外)

第26条 略

2 第5条、第6条、第7条第2項、第8条、第10条及び第20条の規定は、
地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第
1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1
項の規定により採用された職員には適用しない。

(非常勤職員の給与)

第24条 略

(特定の職員についての適用除外)

第25条 略

2 第5条、第6条、第7条第2項、第8条、第10条及び第20条の規定は、
地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項
若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。